

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

身延町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

身延町長

公表日

令和1年6月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。</p> <p>介護保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①被保険者に係る申請書（申請、届出又は申出）の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答。 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護、予防、地域支援事業に関する給付又は市町村特別給付の支給。 ④要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答。 ⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答。 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払の一時差し止め ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ⑪保険料の徴収又は保険料の賦課 ⑫保険者事務共同処理業務</p> <p>※①から⑪までの事務に関して、番号表別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が所有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 ※⑫の業務については、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託して事務を実施しており、国保連合会が該当事務を実施するにあたり、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供する。</p>
③システムの名称	介護保険システム 宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム 団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル 収納状況ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120項 【情報照会】93,94項</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6、19,25、30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 庶務担当 電話0556-42-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健課 電話0556-20-4611

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120項	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,1 20項	事後	
	I-1-②事務の概要	⑤介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答⑥居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更⑧保険給付の支払の一時差止め⑨保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例⑩保険料の徴収又は保険料の賦課 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	⑤要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答⑦居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査又は申請に対する応答⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更⑨保険給付の支払の一時差止め⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例⑪保険料の徴収又は保険料の賦課⑫保険者事務共同処理業務※⑬から⑰までの事務に関して、番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。※⑱の業務については、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が該当事務を実施するにあたり、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供する。	事後	
	I-1-③システムの名称	介護保険システム宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム宛名納付システム、収納管理システム、滞納管理システム団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事後	
	1-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課 庶務担当	福祉保健課	事後	公表後の見直しによる
	1-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長	福祉保健課長	事後	公表後の見直しによる
	1-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	福祉保健課 電話0556-20-4611	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	平成29年6月28日	平成31年4月1日	事後	公表後の見直しによる
	IV リスク対策	記載なし	項目を追加	事後	様式変更による
	I-1-②事務の概要	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給。	介護保険法に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 ③介護、予防、地域支援事業に関する給付又は市町村特別給付の支給。	事後	公表後の見直しによる